



改めて... 共済制度について

JR総連・JR東労組は、相互扶助の精神で「総合共済（JR総連）」「JRセット共済（全労済）」の共済制度を活用しています。労働組合が取り組む共済は、組合員全員が加入することによって運営が行われます。そのことによって掛金も安くなり、補償額をより大きなものにすることができます。

給付を受けることができる主なものは以下の通りとなります。該当される場合は福島支部もしくは各分会担当者まで速やかに連絡ください。

共 済 金 給 付 一 覧 表

2015年4月現在

共済種目	共 済 事 由 の 区 分	共 済 金 の 額 (単位:円)		
		右記以外の契約者	61歳以上のOB契約者	
死 亡	1. 本人死亡 (花輪代 20,000 円を含む)	720,000	400,000	
	2. 配偶者死亡 (")	370,000	200,000	
	3. 子どもの死亡	100,000	50,000	
	4. 子どもの死産	30,000	30,000	
	5. 親死亡 (配偶者の親を含む・2名まで)	50,000	30,000	
	6. 本人と生計を一にする兄弟姉妹 (18歳未満又は重度障害者) の死亡	50,000	30,000	
住宅災害 (登録されている住居が災害にあったとき)	持家の場合 1. 火災・消防破壊・消防冠水による災害 (1) 全 焼 (延面積 70%以上)・壊・冠水 1,200,000 (2) 半 焼 (延面積 25%以上)・壊・冠水 800,000 (3) 一部焼 (延面積 10%以上)・壊・冠水 250,000 (4) 一部焼 (延面積 10%未満)・壊・冠水 100,000 (5) 衣類・家具のみの被害 100,000 円以上 50,000 2. 火災以外の原因による災害 (1) 全 壊 (延面積 70%以上)・流・滅失 500,000 (2) 半 壊 (延面積 40%以上)・流・滅失 300,000 (3) 一部損壊・流・滅失 70,000 (4) 床下浸水で地盤面から30cmを超えたとき 20,000 (5) 被害額 20,000 円を超えたとき 10,000 (6) 自然災害で被害額が10,000円を超えたとき 5,000	借家の場合 (家財のみ) 3. 左記 1 および 2 の給付を受けない家財のみの災害 (1) 全 壊 200,000 (2) 半 壊 120,000 (3) 一部損壊 30,000 (4) 被害額20,000円を超えたとき 10,000 (5) 自然災害で被害額が10,000円を超えたとき 5,000 4. 単身赴任者が赴任先で被災した場合は、左記の 2 の (5) (6) を適用する。		
	障 害 (本人の障害)	1. 一 級 650,000 2. 二 級 400,000 3. 三 級 200,000 4. 四 級 50,000	※総合共済での等級です。	
傷 病	契約者本人が傷病により休業したとき (1) 30日以上休業したとき 25,000 (2) 14日以上30日未満休業したとき ((1)と併給せず) 10,000	30日につき		
O B 傷病	1. O B 契約者が 1 年以上入院または休業したとき (初回) 100,000 2. " 180 日以上 " " 70,000 3. " 150 日以上 " " 60,000 4. " 120 日以上 " " 50,000 5. " 90 日以上 " " 40,000 6. " 60 日以上 " " 30,000 7. " 30 日以上 " " 20,000 8. " 14 日以上 " " 10,000	※入院の場合、診断書代原本に付3,000円を加算します。		
	家 族 傷 病	1. 家族が180 日以上連続して入院したとき 60,000 2. " 150 日以上 " 50,000 3. " 120 日以上 " 40,000 4. " 90 日以上 " 30,000 5. " 60 日以上 " 20,000 6. " 30 日以上 " 10,000 7. 介護保険を使用して 90 日以上入院 (入所) したとき 30,000	※いずれも、診断書代原本に付3,000円を加算します。	
		結 婚	結婚したとき 30,000	
		出 生	子どもが生まれたとき 30,000	
		出 産	出産したとき 50,000	
		進 学	本人の子が中学に進学したとき (子の生年月日で自動給付) 5,000	
		銀 婚 式	銀婚式を迎えたとき (結婚年月で自動給付) 20,000	
		介 護 休 職	30日以上介護休職した場合 (要介護者 1 人につき 1 回) 50,000	
退 職	(1) 加入期間が 1 年以上あり退職した場合 (2) 再雇用契約者 (08年5月以降) は再雇用契約満了のとき (3) 傷病により退職した場合は慰謝金 (退職給付と併給)	加入年数により 2,000~40,000 以内 30,000		
	有期雇用契約者が雇用契約満了まで、またはOB契約者が60歳となつてから66歳の誕生日の月末退会まで 1 回も給付を受けていない場合	10,000 (退会時または退職給付申請時に自動給付)		
退 会	有期雇用契約者のうち、60歳未満で 1 年以上掛金を納入し、採用後 5 年以内の雇用契約により退会するときまで 10,000 円を超える給付を 1 回も受けていない場合	①加入期間中に給付がない場合 (納入掛金 ÷ 2) - (退職給付) = 給付金 ②加入期間中に 1 万円以内の給付がある場合 (納入掛金 ÷ 2) - (給付金 + 退職給付) = 給付金 上記金額がマイナスの場合は、退会給付はありません。		

※有期雇用契約者とは、エルダー社員・専任社員・シニア社員・嘱託社員などの再雇用組合員と、グリーンスタッフ・契約社員などの組合員です。
 ※定年退職後、再雇用組合員となった方も上記と同じ給付内容となります。
 ※家族傷病は、配偶者・18歳未満または重度障害者の子・養父母 (1人につき限度 18万円) が対象です。
 ※本人・配偶者死亡給付金・全壊・全壊給付金 (新聞の切り抜き等を添付) については、電話連絡で至急給付します。
 ※共済金の請求は、共済事由の発生した日から 3 年以内におこなわなければなりません。